

○京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱

(平成2年8月13日制定)

改正 平成5年10月1日、平成7年11月9日、平成9年12月8日、平成10年5月8日、平成11年6月4日、

平成13年1月15日、平成16年5月25日、平成21年4月17日、令和4年3月2日

京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運動施設等の建設事業に関し、その適正な施行を確保するとともに、ゴルフ場の建設事業を抑制し、もって自然環境、生活環境、歴史的遺産、文化的遺産及び自然遺産の保全並びに公害及び災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運動施設等 都市計画法施行令第1条第2項第1号に掲げる工作物（学校教育法に規定する大学の施設に該当するものを除く。）及びこれと機能上不可分一体の施設をいう。
- (2) 開発行為 土地の区画形質の変更又は木竹の伐採をいう。

(適用対象事業)

第3条 この要綱は、本市の区域（市街化区域を除く。）内において、運動施設等又はゴルフ場を新設し、又は増設する事業（国又は地方公共団体が行う事業並びに第7条に規定する区域外において運動施設等の新設する事業で敷地の規模が1ヘクタール未満のもの及び当該区域外において運動施設等を増設する事業で増設後の敷地の規模が1ヘクタール未満のものを除く。）で、開発行為を伴うものについて適用する。

(事前協議)

第4条 運動施設等の新設し、又は増設する事業をしようとする者（以下「事業者」という。）は、当該事業の計画について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。当該計画を変更しようとする場合も、同様とする。

(基本的な方針の決定)

第5条 市長は、前条の協議を開始したときは、京都市運動施設等建設審査

委員会（以下「委員会」という。）における審査を経たうえ、当該計画に関する本市の基本的な方針を決定するものとする。

（ゴルフ場の建設事業の取扱い）

第6条 市長は、ゴルフ場を新設し、又は増設する事業については、認めない。

（建設除外区域）

第7条 次に掲げる区域内の土地は、運動施設等（その敷地の規模が5ヘクタール未満のものを除く。）の敷地に含めてはならない。

- （1） 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土保存区域
- （2） 都市計画法による風致地区
- （3） 近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全区域
- （4） 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域
- （5） 森林法による保安林及び保安施設地区
- （6） 文化財保護法による史跡及び名勝並びに天然記念物（別に定めるものに限る。）
- （7） 京都府文化財保護条例による京都府指定史跡、京都府指定名勝及び文化財環境保全地区並びに京都府指定天然記念物
- （8） 京都市文化財保護条例による京都市指定史跡、京都市指定名勝及び文化財環境保全地区並びに京都市指定天然記念物（別に定めるものに限る。）
- （9） 地すべり等防止法による地すべり防止区域
- （10） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域
- （11） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害特別警戒区域

（基本的基準）

第8条 事業者は、当該事業が次に掲げる基準に適合するよう適切な措置を講じなければならない。

- （1） 自然環境を著しく害さないこと。
- （2） 当該運動施設等の周辺の住民の生活環境に支障を及ぼさないこと。

- (3) 現存する植生を極力保存するとともに、植樹等により緑化を図ること。
- (4) 運動施設等を新設する事業で敷地の規模が1ヘクタール以上のもの及び運動施設等を増設する事業で増設後の敷地の規模が1ヘクタール以上のものにあつては、本市の市街化区域から眺望される樹林地において開発行為又は工作物、物件若しくは施設の設置を伴わないこと。
- (5) 前号に掲げる事業にあつては、本市の市街化区域から眺望される箇所以外の箇所において設けられる工作物、物件又は施設が当該市街化区域から眺望されないこと。
- (6) 本市の市街化区域から眺望される山のりょう線を残し、自然地形を生かすこと。
- (7) 農林水産業に支障を及ぼさないこと。
- (8) 森林法に基づく京都市森林整備計画に適合すること。
- (9) 歴史的遺産、文化的遺産及び自然遺産の保存を図ること。
- (10) 公害の防止を図ること。
- (11) 災害の防止を図ること。
- (12) 当該運動施設等及びその周辺の土地において、道路、公園その他の施設に関する都市計画が定められているときは、これに適合すること。
- (13) 事業者が開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- (14) 工事施行者が開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- (15) 当該運動施設等の周辺の住民の意向を尊重すること。

(個別的基準)

第9条 運動施設等を新設し、又は増設する事業は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 樹林地にあつては、当該運動施設等（運動施設等を増設する事業にあつては、当該増設する部分に限る。第3号及び第4号において同じ。）の敷地内に、当該敷地の規模の40パーセント以上の既存の樹林地を保存し、かつ、当該敷地の規模の50パーセント以上の樹林地（既存の樹林地を含む。）を設けること。
- (2) 当該運動施設等の敷地と他の運動施設等の敷地との間に30メートル以上の距離を保つこと。

- (3) 当該運動施設等の施設敷は、当該運動施設等の敷地の規模の40パーセント以下とすること。
- (4) 当該運動施設等の敷地界の内側においてこれに近接する部分においては、極力既存の緑地を保存すること（既存の緑地が少ない場合にあっては、植樹等により緑化を図ること。）。
- (5) 斜面は、周辺の植生に応じた植樹を行うこと。
- (6) 工作物、物件又は施設を設ける場合は、周辺の自然景観を阻害しないような規模、構造及び配置とし、土地の形質の変更を最小限にとどめること。

（運動施設等建設審査委員会）

第10条 この要綱の的確な運用を図るため、委員会を設置する。

2 委員会は、副市長及び次に掲げる者をもって構成し、市長が指名する副市長が主宰する。

- (1) 環境政策局長
- (2) 総合企画局長政策推進担当局長
- (3) 文化市民局長
- (4) 産業観光局長農林政策担当局長
- (5) 都市計画局長
- (6) その他委員会を主宰する副市長が必要と認める関係局長その他の職員

3 委員会に専門の事項の調査及び審議並びに軽易な案件の審査のため、幹事会を置く。

4 幹事会は、次に掲げる者をもって構成し、総合企画局プロジェクト推進室長が主宰する。

- (1) 環境政策局環境企画部担当部長（環境技術担当）
- (2) 総合企画局プロジェクト推進室長
- (3) 文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長
- (4) 産業観光局農林振興室長
- (5) 都市計画局都市計画担当部長
- (6) 都市計画局都市景観部長
- (7) その他幹事会を主宰する総合企画局プロジェクト推進室長が必要と認める関係局の部長その他の職員

- 5 委員会は、運動施設等を新設する事業で敷地の規模が5ヘクタール未満のもの及び運動施設等を増設する事業で増設後の敷地の規模が5ヘクタール未満のものに係る計画については、幹事会の審査をもって第5条に規定する委員会の審査とすることができる。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に法令による許可申請、届出等を行う事業について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成7年11月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年12月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年6月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正

規定は、平成 13 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 日から施行する。

○京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱事務処理要領

(平成2年9月25日京都市ゴルフ場等建設審査委員会決定)

(平成5年10月1日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成7年11月9日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成9年12月8日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成10年5月8日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成11年6月4日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成11年11月5日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成16年5月25日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(平成21年4月17日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

(令和4年3月2日京都市運動施設等建設審査委員会決定)

京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱事務処理要領

この要領は、京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要領（以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前相談）

- 1 要綱第4条に規定する事業をしようとする者（以下「事業者」という。）から当該事業の計画に係る相談を受けたときは、要綱に適合しないことが明らかな事項の指摘その他必要な指導をするものとする。

（事業計画概要書等の作成）

- 2 前項の指導に関し、事業者から適切な対応策の申出を受けたときは、事業計画概要書（第1号様式）その他要綱第4条の規定による協議（以下「事前協議」という。）を始めるために必要な図書の作成等を指示するものとする。

（事業計画概要書等の提出）

- 3 事前協議は、事業者から次に掲げる図書の提出を受けて始めるものとする。

- (1) 事業計画概要書
- (2) 環境調査報告書
- (3) 位置（区域）図
- (4) 現況図
- (5) 土地利用計画図
- (6) 造成計画平面図

(7) 縦断図

(8) 横断図

(9) 公図（字限図）

(10) 当該運動施設等の敷地内の土地及びこれに隣接する土地の登記簿謄本又は登記事項証明書

(11) その他関係機関が指示する図書

（基本方針の通知）

- 4 事前協議に係る事業の計画に関し、本市の基本的な方針を決定したときは、その内容を基本方針通知書（第2号様式）により事業者へ通知する。この場合において、当該方針が当該事業の計画を認めないものであるときは、その後の事前協議を行わないものとする。

（事業計画書等の作成）

- 5 前項の方針を通知したとき（当該方針が当該事業の計画を認めないものである場合を除く。）は、当該方針に従った事業計画書（第3号様式）その他その後の事前協議に必要な図書の作成等を指示するものとする。

（協定書の締結）

- 6 事前協議の結果については、必要に応じ、事業者と協定書を締結するものとする。
（周辺の住民の意向）

- 7 要綱第8条第15号に規定する周辺の住民の意向の尊重については、当該運動施設等の周辺に自治会等がある場合には、事業者と当該自治会等との覚書、協定書その他協議の結果を示す書面によって確認するものとする。

（事務担当部局）

- 8 要綱に基づく指導等の事務は、別表に掲げる部局において行うものとする。

附 則

この要領は、平成2年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成１０年５月８日から施行する。

附 則

この要領は、平成１１年６月４日から施行する。

附 則

この要領は、平成１１年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１６年５月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年３月２日から施行する。

別 表

要綱の規定	担 当 事 務	担 当 局 ・ 部 ・ 課
第4条	事前協議の手續に関する指導	環境政策局環境企画部環境指導課 都市計画局都市景観部風致保全課 都市計画局都市景観部開発指導課 その他関係局・部・課
第5条	基本的な方針の通知等	都市計画局都市景観部風致保全課 都市計画局都市景観部開発指導課
第7条第1号	歴史的風土保存区域に係る指導	都市計画局都市景観部風致保全課
第7条第2号	風致地区に係る指導	
第7条第3号	近郊緑地保全区域に係る指導	
第7条第4号	農用地区域に係る指導	産業観光局農林振興室農林企画課
第7条第5号	保安林及び保安施設地区に係る相談窓口	産業観光局農林振興室林業振興課
第7条第6号	史跡、名勝及び天然記念物に係る指導	文化市民文化芸術都市推進室文化財保護課
第7条第7号	京都府指定史跡、京都府指定名勝及び文化財環境保全地区並びに京都府指定天然記念物に係る指導	
第7条第8号	京都市指定史跡、京都市指定名勝、文化財環境保全地区及び京都市指定天然記念物に係る指導	
第7条第9号	地すべり防止区域に係る指導	都市計画局都市景観部開発指導課
第7条第10号	急傾斜地崩壊危険区域に係る指導	

第8条第1号	自然環境の保全に関する指導	環境政策局環境企画部環境指導課
第8条第2号	周辺の住民の生活環境の保全に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課 都市計画局都市景観部開発指導課
第8条第3号	植生の保存及び緑化に関する指導	環境政策局環境企画部環境指導課 都市計画局都市景観部風致保全課
第8条第4号	市街化区域から眺望される樹林地における行為に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課
第8条第5号	市街化区域から眺望される箇所以外の箇所において設けられる工作物等に係る市街化区域からの眺望に関する指導	
第8条第6号	山のりょう線及び自然地形の保全に関する指導	
第8条第7号	農林水産業に支障を及ぼさない措置に関する指導	産業観光局農林振興室農林企画課
第8条第8号	京都市森林整備計画への適合に関する指導	産業観光局農林振興室林業振興課
第8条第9号	歴史的遺産、文化的遺産及び自然遺産の保存に関する指導	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 都市計画局都市景観部風致保全課
第8条第10号	公害の防止に関する指導	環境政策局環境企画部環境指導課
第8条第11号	災害の防止に関する指導	都市計画局都市景観部開発指導課 消防局警防部消防救助課
第8条第12号	都市計画への適合に関する指導	都市計画局都市企画部都市計画課

第8条第13号	資力及び信用に関する指導	都市計画局都市景観部開発指導課
第8条第14号	工事施行能力に関する指導	
第8条第15号	周辺の住民の意向の尊重に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課 都市計画局都市景観部開発指導課
第9条第1号	既存の樹林地の保存及び樹林地の設置に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課
第9条第2号	運動施設の敷地の間の距離に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課 都市計画局都市景観部開発指導課
第9条第3号	運動施設等の施設敷に関する指導	
第9条第4号	運動施設等の敷地界の内側の緑地の保存に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課
第9条第5号	斜面の植樹に関する指導	
第9条第6号	自然景観を阻害しないような工作物等に関する指導	都市計画局都市景観部風致保全課 都市計画局都市景観部開発指導課
第10条	京都市運動施設等建設審査委員会の庶務	総合企画局プロジェクト推進室

第 1 号様式

事 業 計 画 概 要 書	
(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する要綱第 4 条の規定による事前協議を行いたいのので提出します。	
施設の敷地の所在地	
敷地の規模	平方メートル
施設の種別	
地域指定等	
基本的な方針	

施設 の敷 地内 の土 地の 現況	地 目 別 概 要	地 目 区 分	面 積	比 率
		宅 地		
		農 地	平 方 メートル	ハ ー セント
		山 林		
		水 路		
		道 路		
		雑 種 地		
		合 計		
	所 有 別 概 要	所 有 区 分	面 積	比 率
自 己 所 有 地		平 方 メートル	ハ ー セント	
民 有 地				
官 有 地				
合 計				
土 地 利 用 計 画	施 設 の 敷 地 内	利 用 区 分	面 積	比 率
			平 方 メートル	ハ ー セント
		人 工 緑 地 (樹 林 地)		
		既 存 緑 地 (樹 林 地)		
		合 計		
	施 設 の 敷 地 外	利 用 区 分	面 積	比 率
		道 路		
		排 水 施 設	平 方 メートル	ハ ー セント
		合 計		
そ の 他 必 要 な 事 項	(設 計 基 準 等)			
	※ 受 付 (第 号)			
都 市 計 画 施 設	(名 称 、 幅 員 、 面 積 等)			

基本方針通知書

		第	号	
		年	月	日
	様	京都市長印		

京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する要綱第4条の規定による事前協議に係る次の事業については、当該事業の計画が別紙記載の基本的基準及び個別的基準その他の事項に従って行われる限り、以後の事前協議に応じることを決定しましたので、通知します。	
事業 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
施設の敷地の所在地	
敷地の規模	平方メートル
施設の種別	

別 紙

基 本 的 基 準	
個 別 的 基 準 そ の 他 の 事 項	

基本方針通知書

第 号

様	年 月 日
	京都市長 印

京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する要綱第4条の規定による事前協議に係る次の事業については、別紙記載の理由により、当該事業の計画を認めないことを決定しましたので、通知します。	
事業 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
施設の敷地の所在地	
敷地の規模	平方メートル
施設の種別	

理 由	

第 3 号 様 式

事 業 計 画 書	
(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電 話 ー

京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する要綱第 4 条の規定による事前協議のため提出します。		
計 画 の 概 要	施設の数地の所在地	
	敷 地 の 規 模	平方メートル
	施 設 の 種 別	
	工 事 施 行 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
		電 話 ー
	工 事 施 行 期 間	から まで
自己の業務の用に供するものか否かの別		
設 計 内 容	次に掲げる書面（別添）に記載のとおり 1 設計説明書（設計の方針等） 2 設計説明書（公共施設等の整備計画） 3 設計説明書（公共施設の管理者等に関する書類）	
そ の 他		※受付（第 号）